

第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 星川 大地

年月日	令和5年8月17日		
年会費名	関西若手議員の会入会費		
相手方	関西若手議員の会		
年会費支払目的	情報収集し、県政に役立てる		
按分率の説明			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 若い市町村会議員たちが、地方自治に参画するために連携をとり、若さと情熱を持ってお互いに研鑽し合い、民主主義と関西地方自治の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>◆本会の活動頻度 総会及び研修会等を月1回、必要に応じて随時研修会等を実施。</p> <p>◆参加者の状況 関西圏内の県・市町村会議員並びに元加盟議員</p>		
経費	項目	金額	内容
	入会金	1,833	関西若手議員の会
合計	1,833 円 (100%充当)		
備考	添付資料： 関西若手議員の会会則		

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

【新会則】

関西若手議員の会 会則

第1条 (名 称)

本会は、「関西若手議員の会」と称する。

第2条 (目 的)

本会は、眞の地方政治を求め、情報交換及び施策研究、それらを実践することを目的とする。

第3条 (事 業)

本会は、第2条に定める目的を達成するためにつぎのような事業を行う。

1 議会報告及び勉強会。

2 関係機関への提案、陳情、要望。

3 関係機関との合同会議の開催、現地調査。

4 本会を広く運動として推進するための広報活動。

5 会員相互の親睦を図ること。

6 その他、前項の目的達成に必要と認められること。

第4条 (会 員)

本会の会員は、正会員と賛助会員の2区分とする。

第5条 (正会員)

1 正会員は、原則として、本会の主旨に賛同する35歳以下で初当選した45歳未満の関西地区（大阪・兵庫・京都・滋賀・奈良・和歌山の各府県）の市町村議會議員及び府県議會議員とする。

2 初当選の年齢要件を満たさないが、39歳以下の者は役員会の承認により、正会員となることができる。

3 正会員は年度中に45歳に達した場合、その年度の終了まで会員資格を有する。

4 本会の出身者で、議員失職中の者も正会員とする。また、本会の出身の正会員で、首長、国會議員、府県議會議員になった者も引き続き正会員とする。

第6条 (賛助会員)

1 本会の出身者で、第5条の年齢要件を満たさなくなった者は、賛助会員となることができる。また、この他に役員会が認めた者も賛助会員となることができる。

2 賛助会員は議決権を有しない。また本会の役員にはなることができない。

第7条 (会 費)

1 本会の会員は、それぞれ次の会費を納めなければならない。

正会員	市議会議員(浪人中も含む)	5,000円
	町村議会議員	2,000円
	全国若手市議会議員の会に 入会資格のない府県議會議員	2,000円

賛助会員 2,000円

2 正会員の市議会議員の会費の内、3,000円は「全国若手市議会議員の会」の会費に充当する。

3 会費請求後60日以内に支払がない場合は、自動退会とする。

4 会費未納により自動退会した者は、未納年の会費を納めなければ再入会できない。

5 再入会後、再度未納があった場合、以後入会を認めない。

第8条 (入 会)

本会への入会は、所定の手続きに基づき、会費納入をもって入会とする。

第9条 (会員資格の喪失)

会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、会員資格を喪失する。

1 退会を希望したとき。

2 本人が死亡した時。

3 除名されたとき。

第10条 (退会)

会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

第11条 (除名)

会員が本会の運営を阻害し、又は本会の体面を著しく毀損し品位にもとる行動があった時は、役員会で審議・決定し除名することができる。

第12条 (会 議)

本会の会議は、総会と役員会とする。その他、必要に応じて会長が招集する。

第13条 (総 会)

1 総会は、本会の最高意志決定機関であり、毎年1回以上開催しなければならない。また、総会は、この規約に定めるもの他、次の事項を議決する。

(1) 事業報告

(2) 決算報告

(3) 事業計画及び予算案

(4) 役員の選任及び解任

(5) その他、役員会が必要と認める重要な事項

2 臨時総会は、役員会が必要と認めた時、または、正会員の3分の2以上から会議の目的たる事項を示し開催の要請があった場合、会長が開催しなければならない。

3 総会は、委任状を含む正会員の3分の2以上の定数を必要とする。議決は出席正会員の過半数で決定する。

第14条 (役員会)

役員会は、本会の執行機関であり、会長が招集し、全役員の3分の2以上（委任状を含む）の定数を必要とする。議決は、出席役員の過半数で決定する。

第15条 (役 員)

本会にはつぎの役員をおき、各々互選により正会員の中から選出する。ただし、会長・事務局長は正会員の市議会議員の中から選出しなければならない。

- (1) 会長 1名 本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長 若干名 会長を補佐する。
- (3) 事務局長 1名 会務処理及び財務をつかさどる。
- (4) 事務局次長 2名 事務局長を補佐する。
(内1名を財務担当とし、事務局長を補佐)
- (5) 監査 2名 会計を監査する。
- (6) 部会長 若干名 部会をつかさどる。
- (7) 顧問 若干名 求めに応じて助言を行う。

第16条（顧問）

1顧問は、会長経験者が就任し、直前会長の顧問においては、役員会に出席し、助言を行う。

2役員会の求めに応じて直前会長の顧問は他の顧問に指導助言を調整しなければならない。

第17条（議長）

総会の議長はその会に出席した会員から選出する。

第18条（任期）

第15条に定める役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第19条（事務局）

本会の事務局は、当該年度の事務局長が指定した場所に置く。

第20条（会計年度）

会計年度は、毎年9月1日より翌年8月31日までとする。

第21条（改正）

本規約の改正は、総会出席者の3分の2以上の賛成をもって決議する。

附則

第1条（旅費交通費）

本会役員等が全国若手市議会議員の会の会合に出席する場合について別途定める内規に従う。

第2条（その他）

この規約に定めのない事項は、役員会において決定する。

平成08年（1996年）04月01日改正

平成13年（2001年）08月01日改正

平成17年（2005年）04月01日改正

平成18年（2006年）04月01日改正

平成20年（2008年）05月29日改正

平成21年（2009年）04月21日改正

平成22年（2010年）04月18日改正

平成27年（2015年）05月08日改正

平成28年（2016年）08月08日改正

この会則は、総会の承認を得た時から施行する。

**関西若手議員の会
旅費交通費の一部補助に関する内規**

(内容)

関西若手議員の会の役員が、その職務上必要と認められる、全国若手市議会議員の会 役員会、事務局長会等への出席に際して旅費交通費を一部補助する場合の内規を定める。

1 補助対象者

関西若手議員の会役員またはその代理者。

2 補助対象となる会議

全国若手市議会議員の会の正副会長会、事務局長会、ブロック代表理事会のうち、関西ブロック圏外で開催されるものに対して補助する。ただし全国総会と同時に開催されるものはこの対象とならない。

3 補助金額

1会議に対して、一人当たり1万円を上限とした旅費交通費の補助を行う。（その金額が1万円に満たない場合は実費精算とする。）

4 支出制限等

一人当たり年3回相当、上限3万円までとする。

5 支出手続き等

事務局長が、参加資格のある役員またはその代理者から役員会等への内容報告を受け、正式な参加を確認した上で執行する。

附則

平成18年（2006年）4月14日施行

平成21年（2009年）4月21日改正

第11号様式の5（第5条関係）

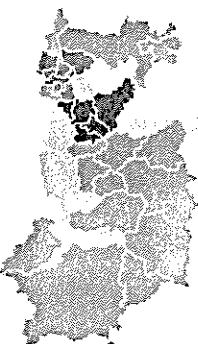
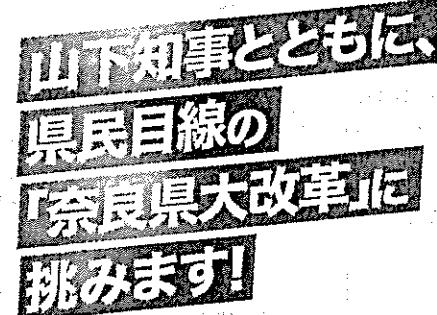
政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 星川 大地

年 月 日	令和5年9月10日			
表題と発行部数	広報誌「奈良県議会会派日本維新の会 NEWS 2023 vol01」 154,000部のうち 11,000部（会派分）+26,150部（個人増刷分）			
対象者	奈良県民			
配布方法	新聞折込 + ポスティング (36,150部) (1,000部) = 37,150部			
発行目的	6月定例会の報告			
按分率の説明	按分率 100%			
内容	6月議会報告			
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	新聞折込	ASA 高の原	115,962	@ 3,0 × 36,150部 + 税 (税込額に対し 値引き 3,333円)
	作成 (個人増刷分)	株式会社 プットア ップ・ス タイル	83,994	@ 2,92円 × 26,150部 + 税
※100%充当	合計	199,956円		
備考	添付資料：奈良県議会会派日本維新の会 NEWS 2023 vol01			

日本維新の会 NEWS 01 ISHIN NO KA NEWS 01 2023.1.1

本規則は日本規格化委員会規格化事務局内 Tel 0742-27-7454 (日本規格の企画・検討)



奈良県議会会派「日本維新の会」です。

4月の選挙では、皆さんからのご信託をいただき、メンバーの数も14名となりました。

改選後初となる6月定例会では、この維新の議員たちが本会議や常任委員会で積極的に発言や提言を行いました。

さらに私たちは会派として、県議会議員の月額報酬2割削減案を単独提案しました。

これまででは少数会派だったので、皆様に維新の存在意義を感じていただく機会は少なかったと考えますが今期は違います。

採決の結果は議長を除く42名が評決を示し、賛成16、反対26。

自民党・無所属の会、公明党、立憲民主党が反対を致しました。

私たちちは6月定例会初日に提案理由を述べ、他の議員にも理解を求めたのですが、この反対をした議員たちはことあるごとに、議論すら拒否する始末です。

報酬を下げるのが嫌だからと議論することさえ拒否するこの姿を

県民の皆さんはどう思われるでしょうか?

こんな奈良県議会でいいのでしょうか?

私たちの任期は始まったばかりです。

旧態依然の奈良県議会の実態を県民の皆様に包み隠さずお知らせし

ともに県民目線で今必要な改革に全力で取り組んでまいります。

令和5年 6月定例会

奈良県議会会派「日本維新の会」

議員報酬2割削減 条例改正案を提出

令和5年 6月定例会



松尾 勇臣 議員



一部抜粋

- 関西広域連合への全部参加について
- 令和5年度予算執行査定について
- 女性の活躍促進について
- 子育て支援について
- 描く産業の成長戦略について
- 身を切る改革について



○ 関西広域連合への全部参加について

知事は関西広域連合への全部参加の決断をされました。もう少しお分かりやすい説明と、手続き、費用、時期、県民生活への効果、関西でめざすポジションについて質問しました。

○ 女性の活躍促進について

知事は女性の働きやすさを追求していくと公約され、人口減少社会において核心を突く公約であると思います。まずは、女性に偏っている家事や育児の負担を減らし、女性の就労をさらに支援するための取り組みについて質問しました。

○ 子育て支援について

少子化は「静かな有事」とされ、国の大きな課題であり、地方自治体にとっても同じです。「高校授業料の無償化」をはじめ公約の柱であった子育て支援について、県の特色をどのように打ち出していくのか、具体策を含め質問しました。



一部抜粋

佐藤 光紀 議員



- 奈良県の観光交通戦略について
- 「空の移動革命」について
- 奈良県のGX推進について
- 奈良県産材の利用促進について
- 西奈良県民センター跡地について

原山 大亮 議員



- 国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会開催における県立橿原公苑と橿原市営橿原運動公園の整備・活用について
- 奈良県立医科大学附属病院の駐車場について
- 都市計画道路橿原運動公園線の整備について

小林 誠 議員



- 西和医療センターの移転・再整備について
- 大和川における遊水地事業の整備状況について
- 県道法隆寺線のパリアフリー化について
- 離婚後の面会交流への公的支援について
- 特別支援学級の充実について

特別支援学級の充実について

発達障害者等を含む支援が必要な子ども達がいる特別支援学級の充実について、教職員の配置をどのように考えていますか。

今年度から県教育委員会では、採用する小学校教員に対し、特別支援学校教諭二種免許状の取得を努力義務とすることで、専門性の習得が求められる特別支援教育の充実を図ります。今後も法に基づく配置に加え、障害の種別や程度に応じて加配教員、非常勤講師を配置するなどして、特別支援学級や通級指導を充実させていきます。



「空の移動革命」について

大阪・関西万博に向け、大阪府では空飛ぶクルマの実現に向け、積極的に取り組みを進めています。奈良県でも大阪府や県内自治体と連携を取り組むべきでは。

空飛ぶクルマは、人の移動や物流に変化をもたらし、ビジネスへの広がり、観光客の促進、また公共交通機関としての利用も期待されています。一方、機体の技術開発や法制度整備、住民理解など、実用化に向けた課題も多くあります。

実現可能性などについて大阪府等とも連携し、ともに検討していきます。

「大阪府における空の移動革命社会実験にむけて」パンフレット

県立橿原公苑と橿原市営橿原運動公園の整備・活用について

これまで、県と橿原市で橿原公苑と橿原運動公園の敷地の全部交換等の計画が進められてきましたが、費用負担等の諸条件などは、どのような考え方のもと進めてきたのか、また今後はどう進める予定なのか。

橿原市へは用地及び施設の資産評価額による精算や施設の一体的運営に向けた協議会の設置等の考え方を提案しましたが、市の懸念は払拭されず、合意に至っておりません。今後は、橿原公苑を国民スポーツ大会等の主要会場として活用するとともに、大会後も見据えた多様な利用を想定した改修内容について具体的な検討を進めています。

委員会 報告

お問い合わせの詳しい質問内容は
下の画面をご覧ください。

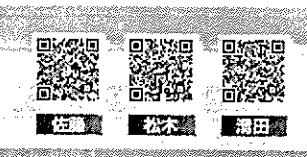
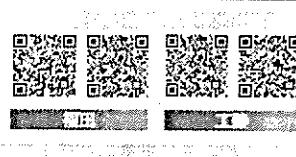
総務監察委員会



清水



原山



佐藤

中川

小林

清水

清水

原山

佐藤

中川

小林

清水

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 星川 大地

年月日	令和5年8月28日		
年会費名	奈良ヒューライツ議員団 年会費		
相手方	奈良ヒューライツ議員団 議長 岩田国夫氏		
年会費支払目的	情報収集し県政に貢献するため		
按分率の説明	すべての県の政策研究に役立てるため 100%充当		
活動内容等	<p>◆本会の活動内容 部落差別はじめあらゆる差別の撤廃および人権尊重を目指し、政党会派の枠を超えて、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深める。</p>		
※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動頻度 総会及び研修会を兼ねた定例会議を年4回。必要に応じて臨時会議、役員会。</p> <p>◆参加者の状況 奈良県内の県、市町村議会議員ならびに元加盟議員</p>		
経費	項目	金額	内容
	年会費	27,500	奈良ヒューライツ議員団年会費
	合計	27,500 円 ()	
備考	添付資料：奈良ヒューライツ議員団規約		

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良ヒューライツ議員団 規約

- 第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し「人の世に熱あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。
- 第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超えて、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。
- 第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議會議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。
- 第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記役員を互選します。任期は1年とします。
- | | | | |
|-------|----|--------|-----|
| 1. 議長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名 |
| 3. 会計 | 1名 | 4. 幹事 | 若干名 |
| 5. 監事 | 2名 | | |
- 第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を隨時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。
- 第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。
- | | | | |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議會議員 | 3万円 | 2. 奈良市議會議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議會議員 | 2万円 | 4. 町村議會議員 | 1万5千円 |
- ②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。
- 第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。
- 第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

第11号様式（第5条関係）

政務活動記録簿（県外・県内視察）

日本維新の会 星川 大地

年 月 日	2023年11月8日～2023年11月9日			
政務活動先	<p>2023年11月8日</p> <p>① 東京 奈良まほろば館 ② 東京 メディカルインフォマティクス株式会社</p>			
政務活動の目的	<p>2023年11月9日</p> <p>③ 株式会社ツクリエ</p> <p>① 奈良まほろば館内及び2階セミナールームの運営状況確認 ② 在宅医療の今後についての知見を深める ③ 奈良県におけるスタートアップ支援の模索</p>			
相手方	<p>① 奈良まほろば館 館長 ② メディカルインフォマティクス株式会社 ③ 株式会社ツクリエ</p>			
内容、結果等 ※視察の効果を明記のこと	<p>① 1階のお土産飲食スペースは賑わっており、商品も豊富であった。2階セミナールームの利用率を上げる必要性がある。1階で買い物等へ訪れたお客様への利用促進を促す必要性あり。</p> <p>② 高齢者医療費の負担抑制、終末期在宅医療等、新しい患者のニーズに応えることができる在宅医療を支援する会社。自県も高齢者割合が多く、在宅医療者も多い。地域の在宅医療クリニックと大量データを持つ医療法人の連携や電子カルテを取り入れる必要がある。</p> <p>③ 守谷市同様、奈良県もビジネス的視点を取り入れ、行政運営を行う必要がある。起業に関しては当社の起業支援ラボのように企業と連携し、若者が起業に必要な知識やスキル等、総合的な教育と成功者によるメンタリングプログラムを設け、実践的知見とネットワークの提供が受けられる場所を創出する必要がある。</p>			
同行議員	小林議員、工藤議員、福西議員、関本議員、山田議員			
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額
	奈良まほろば館	近鉄日本鉄道	大和西大寺・京都	680円
	奈良まほろば館	新幹線	京都・東京	13,970円
	守谷 ㈱ツクリエ	JR 総武線	水道橋・秋葉原	146円
	守谷 ㈱ツクリエ	つくばエクスプレス	秋葉原・守谷	838円
	帰路	つくばエクスプレス	守谷・秋葉原	838円
				18

帰路	JR 山手線	秋葉原・東京	146 円	16
帰路	新幹線	東京・京都	13,970 円	22
帰宅	近鉄日本鉄道	京都・大和西 大寺	680 円	14
宿泊費	14,031 円	内訳: 東急ステイ水道橋		21
会費	円	内訳:		
合計	45,299 円	(すべて政務活動)		
備考	添付資料: 視察			

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

ANNUAL REPORT 2022

医療法人社団 慶和会



YU-SHOU KEN Medical Corporation Annual Report

医療法人社団 悠翔会

〒105-0004 東京都港区新橋 5-14-10 7F



www.yushoukai.jp

03-3239-0606
03-3239-0607

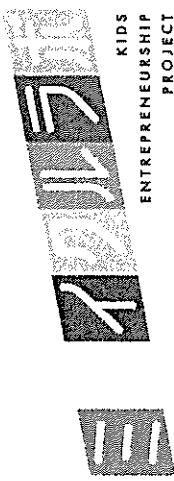
代表
Fax

起業家教育事業

株式会社ツクリエ × 株式会社キッズプロジェクト

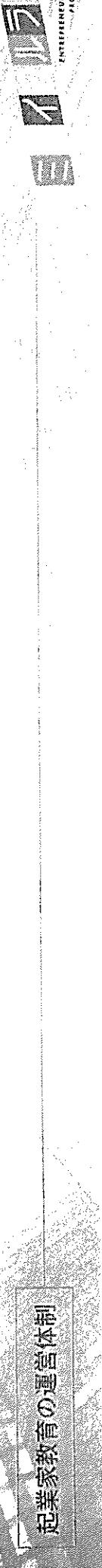
概要説明

2023.8



会社概要

起業家教育の運営体制

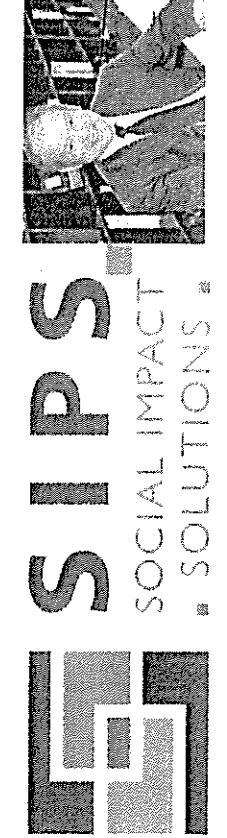


Website



Website

会社名	株式会社キッズプロジェクト
所在地	〒105-6415東京都港区虎ノ門1-17-1虎ノ門ヒルズビジネスタワー15階
代表者	小林一博
設立	2020年2月
事業内容	子どもたちの「すごい！」が見つかるコトやモノの企画、ゲーム、PC等のソフトウェアの企画開発、商業デザイン（企業ロゴ、キャラクター、販促ツール、雑誌広告）の企画制作、書籍・出版映像・音楽・玩具/広告・宣伝にかかわる企画制作



グループ企業



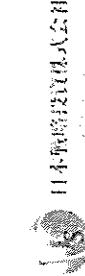
MedicalInformatics
医療経営に創造的イノベーションを生み出し、地域の医療資源をエコノマーメントする



Tsucrea
インキュベーション施設、コワーキングオフィスの運営を通して企業家を支援



Ion Technology Center
イオン注入、成膜、分析を中心とした技術で、半導体産業の発展に貢献

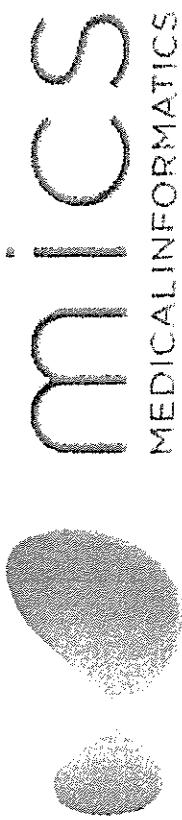


Japan Strategic Capital
革新的なテクノロジーやクリエイティブへの投資ファンド運営



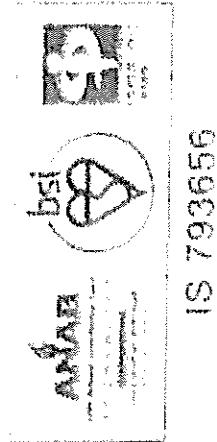
TSI
世界の成長企業と日本を繋ぐM&Aアドバイザリー、ベンチャー企業向け事業開発支援

- 2024年春季に守谷市内に新たな施設開設予定
- ・看護小規模多機能型居住支援事業
 - ・訪問看護ステーション
 - ・コミュニティースペース



プログラムマネジメントオフィス
シニアマネージャー

中川 行士



メディカルリンクスマティクス株式会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治生命館4階

mobile [REDACTED]

<https://mics.tokyo>

TSUCREA

渡邊 涼太

株式会社ツクリエ

本社：〒101-0064 東京都千代田区神田猿楽町2-8-11 VORT水道橋Ⅲ6階
京都オフィス：〒604-8206 京都府京都市中京区新町通三条上ル町頭町112 菊三ビル2階201号室 Ogyaa's御池内
大阪オフィス：〒530-0027 大阪府大阪市北区堂山町1-5 三共梅田ビル7階 Ogyaa's梅田内
mail : [REDACTED] phone : 03-4405-1357

<https://tsucrea.com/>

TSUCREA
STARTUP INCUBATOR

第一インキュベーションカンパニー

森 哲也 Tetsuya Mori

株式会社ツクリエ

<本社> 〒101-0064 東京都千代田区神田猿楽町2-8-11 VORT水道橋Ⅲ6階
<京都オフィス> 〒604-8206 京都府京都市中京区新町通三条上ル町頭町112 菊三ビル2階201号室 Ogyaa's御池内
<大阪オフィス> 〒530-0027 大阪府大阪市北区堂山町1-5 三共梅田ビル7階 Ogyaa's梅田内
mail : [REDACTED] phone : 03-4405-1357

StartupSide
Moriya

コミュニティマネージャー
嶋田 明弘

📞 0297-21-9303

✉ [REDACTED] moriya-info@startupsidemoriya.jp



Website

<https://startupsidemoriya.jp>

〒302-0115

茨城県守谷市中央二丁目53番地 プランチ守谷 A010

運営：株式会社ツクリエ

【オフィス：東京、大阪、京都、名古屋、山口】

第11号様式（第5条関係）

政務活動記録簿（県外・県内視察）

日本維新の会 星川 大地

年 月 日	2024年1月18日～2024年1月19日				
政務活動先	2024年1月19日 駐日ウズベキスタン大使館				
政務活動の目的	友好提携を結んでいる、ウズベキスタン共和国との親交を深め、互いの発展のための取り組み等について話し合う				
相手方	駐日ウズベキスタン大使館 アブドゥラフモノフ大使・サイドフ参事官				
内容、結果等 ※視察の効果を明記のこと	令和3年12月にウズベキスタン・サマルカンド州との友好提携を機に友好提携終結記念イベントを開催し、交流を深めてきたものである。更に両者の交流を深め発展させるべく、奈良県産とウズベキスタン産のものをコラボさせた商品開発や新たなイベント開催、奈良県訪問等について会談した。アブドゥラフモノフ大使からも前向きな回答をいただき、関係が深まったと体感している。 同行議員 佐藤県議				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	ウズベキスタン 共和国大使館	近鉄日本鉄道	大和西大寺・ 京都	680 円	27
	品川プリンスホ テル	新幹線	京都・品川	13,970 円	29
	宿泊費	6,810 円	内訳:品川プリンスホテル		30
	会費	円	内訳:		
	合計	21,460 円	(すべて政務活動)		
備考	添付資料:写真				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。





第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 星川 大地

年 月 日	令和6年2月19日			
表題と発行部数	星川だいち県議会 NEWS			
対象者	奈良市内			
配布方法	個別郵送 88,500 部 街頭配布 500 部			
発行目的	12月議会報告等を行い、市民の方に周知していただく			
按分率の説明	按分率 97, 5% その理由（政党活動等、政務活動以外の記事が、2, 5%を占める）			
内容	12月議会の報告			
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	広報紙制作、発送等一式	㈱プリット アップス タイル	1,000,110 円	デザイン作成・発送等
	※97, 5%充当 合計 975, 107円			
備考	添付資料：広報誌「星川だいち県議会 NEWS」、			

注 発行した広報紙を添付してください。

日本維新の会 奈良県議会議員 奈良市・山辺郡 選出

星川だいち

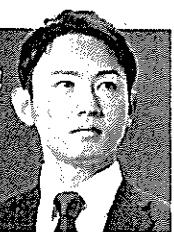


ニュース

No.01
2024

人と地域を守る!
子どもと女性を守る!

発行元/星川だいち
〒633-0841
奈良市育英町1-4-27
ポスルーム大和93B-105



12月定例会

一般質問

しました

令和5年12月8日 | 本会議

若者に県政の情報発信



Q1 もっと『SNS』の活用を!

インターネットの利用者割合、全国で第2位の奈良県

保育人材バンクの今後と課題



Q2 女性が安心して働ける環境へ

女性就業率の向上、産後の職場復帰に向けて

学生間でのネットいじめが急増



Q3 高校生のSOSを見逃すな!

芽を摘む仕組み、ネットバトロールの強化

元警察官の星川だからわかる



Q4 警察職員の『働き方改革』

治安維持にも重要なワークライフバランスの推進



Question ★1

SNSを活用した情報発信について



若い世代への県政理解を深めるため
県はどのように取り組んでいますか?



県では4種類の公式SNSを運用し、知事定例記者会見をYouTubeでライブ配信するなど、県政情報を積極的に発信している。

今年度の当初予算において、多くの民間企業や自治体が成果を上げている、
バーチャルリューチューバー(略してVTuber)の制作を計上。

広報担当VTuberとして県民に愛されるキャラクターを生み出すため、デザインの作品公募、県民投票を実施し、キャラクターを公表する予定。

VTuberをナビゲーターとした県政PR動画の制作、
専用のXを新設するなど、関心を持てるよう、情報発信していく。



星川の想い・要望

都道府県別インターネットの利用率、 奈良県はなんと全国第2位(89.7%)!

※総務省による試計データ
※トップの東京都(90.4%)

全国トップクラスの利用率であり、インターネットへの興味関心が非常に高い県であることが伺える一方で、奈良県のSNS発信力は低い状況に。
将来の奈良県を担う10代~30代をターゲットにSNSを用いた情報発信

を行うことは、これまで県政に触れていない若い世代に情報を届けるためになくてはならないものだと考えます。



茨城県では、VTuber1人で5億円の経済効果という結果も残しています。奈良県においても早期に活動指針を企画し、スピード感を持って発信していただけるよう要望しました。

Question ★2

保育の担い手確保について



女性就業率の向上に向けて、県では
どんな取り組みをしていますか?
保育人材バンクの成果と課題は?



- 保育人材バンクでは、保育士の就職のあっせん、就職支援研修、合同就職説明会等を実施している。放課後児童クラブの人材確保も対象に加え、10年にわたり事業を継続してきた。2023年には対面での就職フェアも開催。
- 保育人材バンクのさらなる周知のため、県民だより奈良での紹介、広報用ポスター・リーフレットを県内の市町村窓口や公共施設等に配布する。SNSを活用した広報活動も行っていく。
- 復職に不安を持つ潜在保育士(保育士資格を有しているが保育以外の仕事をしている)のために、国の補助制度も活用していく。

星川の想い・要望

子育て世代(30~39歳)の離職率が全国平均と比べ高い!?
産後に職場復帰しやすい環境へ

少子高齢化が進み、労働力の確保が急務となる中、特に女性の就業促進が重要です。奈良県においても課題は深刻となっており女性就業率は、平成27年、令和2年のいずれも全国最下位。女性が安心して子どもを預けられる保育施設を整備することが必要不可欠だと考えています。

保育人材バンクにおいては、この数年、マッチング率が良くなく、登録者数も急上昇や急減少している状況です。調査・分析をしっかりと行い、よりよいサービスや情報を提供して、登録者数、マッチング率の向上を目指して一層取り組んでいただけるよう要望しました。



第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 星川 大地

年 月 日	令和6年2月28日			
表題と発行部数	奈良県議会会派日本維新の会 NEWS			
対象者	奈良県内			
配布方法	新聞折込 10,500 部			
発行目的	9月議会状況等を報告し、周知してもらう			
按分率の説明	按分率 100%			
内容	9月議会報告			
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	会派議会広報誌新聞折込	ASA 高の原	34,650 円	機関紙の発送等
				33
※100%充当 合計 34650 円				
備考	添付資料：広報誌「奈良県議会会派日本維新の会 NEWS vol2」			

注 発行した広報紙を添付してください。



奈良県議会会派 日本維新の会 「奈良県大改革」 始動!

9月定例会が終了しました。

山下県政がスタートして約半年、県民の皆様にはどのように映っているでしょうか。前知事が選挙前にも関わらず、肉付けした予算を提案しそれを議会が承認。

前知事の予算編成を基にスタートした山下県政は

前知事時代に計画された無駄なハコモノ事業に「待った」をかけ、

生まれた財源で高校授業料無償化に道筋をつけるなど

「奈良県大改革」に向け、準備をしています。

しかし、旧態依然の県議会では、

自民党・無所属の会は議員間で申し合わせをした内容を反故にしたり、

同じ内容の話を場所を変え人を変え繰り返したり、やりたい放題。

こんなことをしているといつまでたっても税金の無駄使いはなくならない。

ぜひ県議会録画、委員会録画で

奈良県議会の現状をご覧ください。

公約を実現するため

本格的に山下県政がスタートするのは令和6年度。

その準備を含め、私たち維新県議団14名力を合わせて

「奈良県大改革」に向け頑張ります。

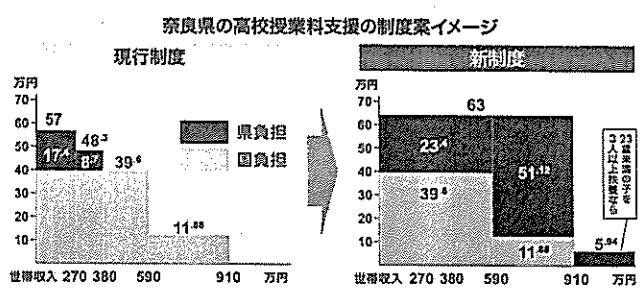


各メンバーの選出区ごとに色分けしています。

山下知事 高校無償化への制度案を発表!

大型公共事業費の一部から財源を活用

県内私立高校の授業料の公費負担額を来年度から大幅に増額すると発表。新制度は来年度から、全学年を対象に始める。世帯年収910万円未満とする所得制限を設け、生徒1人あたり年63万円を上限に授業料を公費で負担する。910万円以上の世帯でも、23歳未満の子ども3人以上を扶養しているれば、生徒1人あたり5万9400円の支援を受けられる。



令和5年 9月定例会

一般質問

一部抜粋

原山 大亮 議員

- 大規模広域防災拠点の用地について
- 大和平野中央田園都市構想の計画用地について
- 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の施設整備について
- 自主財源の確保に向けた施策について
- 奈良県の成長戦略について
- 令和5年度全国学力・学習状況調査について
- 大学における奨学金制度の周知について



一般質問

一部抜粋

工藤 将之 議員



- 南部東部への観光客誘客について
- 奈良県らしい子育て政策について
- 子育て世帯への経済的な支援について
- 多胎児家庭支援について
- 医療的ケア児支援について



子育て世帯への経済的な支援について

質問 日本の夫婦が理想の子どもを持たない理由の第一位は「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」となっている。社会情勢が変化した現在において行政の積極的な支援が必要と考えるがどうか。

答弁 確かに、夫婦が理想とする子どもの数と、予定する子どもの数には開きがある。これを埋めるために、市町村の考え方を聞きながら支援のあり方を考えていきたい。また、私立高校の無償化を進めるとしても、3人以上の子どもを育てる家庭には年収を問わず何らかの支援を行えないか事例を研究していく。

関本 真樹 議員



- まほろば健康パーク機能強化について
- 県営都市公園の効率的な運営管理について
- 奈良県中央卸売市場再整備について
- 県産農産物等の輸出促進の取組について



県営都市公園の効率的な運営管理について

質問 民間事業者に一定期間、場所を無償貸与してイベント等の採算性を試してもらうトライアルサウンドィング等も活用して稼ぐ都市公園を目指すべきと考えるがどうか。

答弁 これまで飲食店などの便益施設から使用料収入を得るなどしてきたが、県営都市公園全般についてトライアルサウンドィングも含め更なる収入増に向けて取り組みを検討していく。

大学の奨学金制度の積極的な周知を

質問 大学生対象の給付型奨学金制度や自治体による地域での大学受験など、経済的負担が少なくなる制度を県内の高校生に積極的に周知することで、大学を選ぶ際の選択肢が広がると考える。現状と今後の取組はどうか。

答弁 現在、各県立高校に対し、県教育委員会では日本学生支援機構が実施している高等教育の修学支援新制度等を紙ベースで周知し、各県立高校で説明会を開催するなどし、生徒への発信は校に任せている。今後の取組として、修学支援新制度だけでなく、学費がかからず、国家公務員として給料を受け取りながら学べる省庁管轄の大学校など、経済的支援となる情報について、来年度には全日制全学年で1人1台の利用が可能となる端末で、広く高校生にメールマガジン配信を検討。また奈良テレビ枠での放送も検討する。

福田 倫也 議員



- 既存事業の見直しについて
- 建設工事等における県内業者の受注機会の拡大について
- 奈良大路自動車駆車場の来庁者利用について
- 大和高田市立病院の移転整備について
- 不登校対策について



大和高田市立病院の移転整備について

質問 県と大和高田市は、大和高田市立病院の移転整備について、県産業会館の敷地活用に関する協定を締結したが、山下知事就任後の市との議論の状況等と今後の取組はどうか。

答弁 7月の市長との面談で、「市の負担が少ない案が他にもあるのではないか」とえたところ、「最終案を検討したい」との回答があった。その後、市の9月定例会で運営会議の予算が可決。今後、市から検討結果が示されると考えており、その内容によっては、連携・協力して対応していく。

松木 秀一郎 議員



- 民間企業との連携・協働について
- 小規模事業者の存続・発展について
- 関西広域での観光について
- 道路・河川の維持管理に関する県民からの通報について



民間企業との連携・協働について

質問 県と企業で締結する「包括連携協定」。本県では協定を14社と結んでいるが、荒井県政でこの5年、新しい提携はない。認知強化が必要。連携を求める県政課題をWEBなどで周知すること、トップセールスをすることが有効と考えるが、山下知事の所見は?

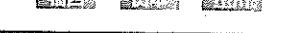
答弁 民間企業との連携、とりわけ包括連携協定の締結は、県民にとって大変有意義。利点があると考えられる場合は積極的に協定を結び、成果などについても情報発信を行う。

委員会 報告

各委員会の詳しい質問内容はQRコードの動画をご覧ください。



経済審査委員会



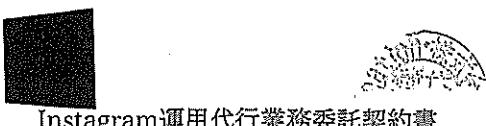
第11号様式の6（第5条関係）

政務活動記録簿（ホームページの開設等）

会派・議員名 星川 大地

年 月 日	令和6年3月22日				
表題	インスタグラム運用代行 「奈良/議員【“ほっしー”と“とっしー”】」				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	適宜、県の取り組み広報、議会報告等を行い意見・要望等を求める				
按分率の説明	按分率 25% その理由（私的、その他の活動等）				
内容	県の取り組みやイベントの紹介 県の魅力発信し、来県してもらえる内容の発信 県政課題の紹介 等				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	SNSアカウント運用代行	株 Newspace Creation	250,036円	アカウント運用料	36
※ 25%充当 合計 62,509円					
備考	アカウント名 @hosshytosshy				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。



Instagram運用代行業務委託契約書

星川大地（以下、「甲」という。）と株式会社NEWSPACECREATION（以下、「乙」という。）とは、乙が甲のために行うInstagram運用代行業務に関して、次のとおり契約を締結する。

第1条 乙は、甲に対し、甲の発展に寄与するため、Instagramのアカウントについて次のサービスを提供するものとする（以下、「本運用代行業務」という。）。

- (1) 甲のInstagramアカウントの管理
- (2) 甲のInstagramアカウントからの投稿内容の作成及び投稿
- (3) 前号の投稿に利用する素材等の作成（素材の撮影回数は、2回を上限とする）
- (4) 前各号に付随する業務

2 前項に含まれない業務については、本運用代行業務に含まれず、依頼をする場合には甲乙間が協議の上、別途契約書を締結するものとする。

第2条 本契約期間は、2024年 3月 1日から 2024年 5月 末日の3ヵ月間とする。

但し、本契約期間中の本契約第3条に定める業務委託料の残ヶ月分相当額とそれに対する消費税の金員の支払いをもって即日解約することができる。

2 乙は、前項但し書きの場合を除き、甲の途中解約、業務委託料の返金には応じないものとする。

第3条 本運用代行業務の料金は、月額金250,000円（消費税込）とする。

2 甲は乙に対して、本運用代行業務の料金を、乙が指定する方法で、毎月31日までに支払う。なお、支払日が金融機関休業日にあたるときは、その前営業日とし、また、振込手数料は甲の負担とする。

3 乙は、甲の責に帰すべき事由により、前項の支払い期日までに第1項の料金が支払われなかつた場合、甲に対して支払期日の翌日から起算して支払い済みの日まで、支払い遅延金額に対し年14.6%の割合で計算した額を遅延利息として請求することができる。

4 甲が本条に定める料金の全部又は一部の支払いを遅滞したとき、乙は、何らの催告を要することなく、本運用代行業務の全部又は一部を停止することができ、若しくは本契約を解除することができる。この場合に甲に損害が生じたとしても、乙はその損害を賠償する責任を負わない。

第4条 乙が本件運用代行業務遂行のために交通費、会議費、飲食費、宿泊費等の実費及びその他個別の費用を必要とする場合は、その都度、甲乙間の協議により、負担者及び支払方法を書面によって決定するものとする。

第5条 乙が本件運用代行業務の遂行上知り得た甲の経営内容その他業務に関連する一切の情報につき、乙は、甲が事前に承諾した者以外の第三者に漏洩してはならない。乙がこれに違反した場合、甲は、乙に対しその損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定は、本契約の終了後も効力を有する。

第6条 甲及び乙は、故意又は重過失により、相手方若しくは第三者に損害を与えた場合には、当該当事者は、直接かつ現実に生じた通常の損害を賠償する責を負うものとする。但し、逸失利益、事業機会の喪失、データの喪失、間接損害、特別損害、派生的損害および付随的損害は除くものとする。

2 一方当事者が他方当事者に対して負う損害賠償の累計総額は、債務不履行、瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因のいかんにかかわらず、当該損害発生事由にかかる委託料金相当額を限度とする。

3 乙は、本運用代行業務に関して甲と第三者との間において生じた取引、連絡、トラブル、紛争等について、乙の故意又は重過失に起因する場合を除き、一切の責任を負わない。

4 前各項の規定は、本契約終了後も効力を有する。

第7条 甲は、乙に対し、本運用代行業務を遂行するために必要な甲のInstagramアカウントの管理権限、投稿に関する権限及びその他必要な一切の権限を与えるものとする。

2 乙は、本運用代行業務に関して必要な場合は、甲に協力を求めることができ、甲は協力を求められた場合は

速やかにこれに協力する。

3 甲は、乙の本運用代行業務の遂行があくまでもノウハウ等を利用した運用代行であって、甲の期待するいかなる効果・結果をも確定的に保証するものではないことを予め了承する。

第8条 乙は、甲に対して、本運用代行業務を遂行するに当たり、その運用・投稿等に関する一切のノウハウ等の開示は行わないものとし、甲はこれを予め承諾の上、乙に本運用代行業務を委託するものとする。

2 甲は、前項の場合のほか、乙の本運用代行業務の内容及び本運用代行業務を遂行する過程で知り得た運用代行業務の方法その他のノウハウ等の情報については、自己の責任と負担で自己のためにのみ利用することがで行き、第三者への公表をしてはならず、また第三者に利用をさせないものとする。但し、乙による事前の書面による承諾がある場合を除く。

3 前各項の規定は、本契約終了後も効力を有する。

第9条 乙は、本運用代行業務を実施するにあたり甲から提供を受ける一切の資料、および本運用代行業務遂行上知り得た全ての情報について、善良なる管理者の注意義務をもって管理し、本業務に必要な範囲でこれを使用するものとする。

2 前項における資料について、乙は、本業務に必要な範囲で複写その他の方法において複製することができる。

第10条 本契約遂行の過程で生じた著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む。）等の一切の権利（以下「知的財産権等」という。）および成果物に関する知的財産権等は、乙に帰属する。

2 前項成果物に関し、乙は、甲に対し、本契約の本旨に関連し必要な限度で、当該成果物の利用を許諾する。かかる利用許諾の対価は、第3条に定める業務委託料に含まれるものとする。

3 前各項の規定は、本契約終了後も効力を有する。

第11条 甲及び乙は、本契約又は本契約により生ずる権利若しくは義務を相手方の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に譲渡し、承継させ、担保に供する等の行為を行ってはならない。

第12条 本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

第13条 本契約に関して生じた一切の争訟は、乙の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもつて第一審の専属管轄裁判所とする。

以上、本契約成立の証として、本書を二通作成し、甲乙は署名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

6月2日
令和(6年)
(甲)

新潟県長岡市青葉町1-4-27-105

星一 大地

(乙)

新潟県長岡市青葉町1-4-27-105

株式会社 Newspace Creation

代表取締役 原 錠

